

## 営業保証金の供託または宅地建物取引業保証協会への加入について

免許を取得して営業を開始するには、免許を受けた後、「営業保証金の供託」または「宅地建物取引業保証協会への加入」のいずれかが必要になります。

### 営業保証金の供託

#### 1 供託所

本店の最寄りの供託所に下記の営業保証金を供託してください。

#### 2 供託額

- ・主たる事務所(本店) 1,000 万円
- ・従たる事務所(支店) 500 万円(1 店につき)

#### 3 供託後の手続き

営業保証金の供託後、次の書類等を三重県県土整備部建築開発課に提出し、免許証を受領してください。

- ・営業保証金供託済届出書
- ・供託書の写し

### 宅地建物取引業保証協会への加入

#### 1 宅地建物取引業保証協会

保証協会に加入される方は、下記の協会に問い合わせ、いずれかの協会に入会してください。

(公社)不動産保証協会三重県本部	(公社)全国宅地建物取引業保証協会三重県本部
三重県四日市市西新地10番16号 第2富士ビル5階 TEL:059-351-1822 <a href="http://mie.zennichi.or.jp/">http://mie.zennichi.or.jp/</a>	三重県津市上浜町1丁目6-1 TEL:059-227-5018 <a href="http://www.mie-takken.or.jp/">http://www.mie-takken.or.jp/</a>

#### 2 弁済業務保証金分担金の納付額

- ・主たる事務所(本店) 60 万円
- ・従たる事務所(支店) 30 万円(1 店につき)

※保証協会加入の際、入会金等が必要になりますので、併せて保証協会へお問い合わせください。

#### 3 加入後の手続き

保証協会が事務を行いますので県への届出は必要ありません。

免許証は保証協会から「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」が県へ提出された後、保証協会から受領していただくことになります。

#### 《注意》

免許日から3ヶ月以内に上記の手続きを行わない場合、免許を取り消されることがあります。